

平成 21 年 10 月

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年 9 月 30 日付「保医発第 0930 第 1 号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記項目につき検体検査実施料が平成 21 年 10 月 1 日より新規適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

***** 記 *****

「検査実施料」の新規収載

検査項目名	検査方法	実施料	判断料	点数区分	注
シスタチン C 精密測定	E I A 法 (検査方法の追加)	130	生化 144	「D007」血液化学検査の「23」	*1
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	(咽頭からの検体も算定できる検査方法の追加-下記参照)	300	微生物 150	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」	*2

[注]

*1: ア シスタチン C 精密測定は、EIA 法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合にのみ算定できる。

*2: イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は SDA 法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は SDA 法においては咽頭からの検体も算定できる。